

# 答申第567号

## 第1 審議会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った、第2の8に掲げる審査請求（以下「本件審査請求②」という。）の対象となる保有個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。

## 第2 本件審査請求②に至る経過

1 令和4年2月15日、審査請求人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「旧条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

請求者本人の戸籍謄抄本等を申請したことの記載がある戸（除）籍謄抄本等交付申請書（添付書類を含む）（令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日分）

2 同月28日、実施機関は、本件開示請求に対して、次の(1)の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）を特定し、(2)の理由により、一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

### (1) 特定された保有個人情報

令和〇年〇月〇日、令和〇年〇月〇日に、請求者本人の戸籍謄抄本等を申請したことの記載がある戸（除）籍謄抄本等の交付申請書（証明書交付センター分）

### (2) 一部を開示しない理由

#### ア 旧条例第20条第1項第3号に該当

本件保有個人情報には、開示請求者以外の者に関する個人情報が含まれており、それを開示することにより、当該個人の正当な権利利益が侵害されるおそれがあるため。

#### イ 旧条例第20条第1項第4号に該当

本件保有個人情報には、事業を営む個人の印影が含まれており、これは当該事業を営む個人の内部管理に関する情報であって、開示することにより当該事業を営む個人の事業運営に支障をきたすと認められるため。

3 同年6月2日、審査請求人は、本件処分のうち、旧条例第20条第1項第3号により非開示とした部分の取り消しを求めて、名古屋市長（以下「審査庁」という。）に対して審査請求（以下「本件審査請求①」という。）を行った。

4 名古屋市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、本件審査請求①について、同月16日に審査庁から、旧条例第48条第3項の規定に基づく諮詢を受けるとともに、後日実施機関から弁明書の提出を、審査請求人から反論意見書及び意見書の写しの提出を、それぞれ受けた。

5 審議会は、令和5年8月25日付けで、審査庁に対し、審査請求の対象となる保有個人情報を一部開示とした決定のうち、戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書（以下「本件職務上請求書」という。）の「請求に係る者の氏名・範囲」の「氏名（フリガナ）」及び「戸籍法第10条の2第1項等、住民基本台帳法第12条の3第1項等による業務を遂行するために必要な場合」のうち「依頼者の氏名又は名称」を非開示とした決定は妥当であるが、「戸籍法第10条の2第1項等、住民基本台帳法第12条の3第1項等による業務を遂行するために必要な場合」のうち「業務の種類」及び「依頼者について該当する事由」（以下「本件対象情報」という。）を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきとする旨の答申書を交付した。

6 審査庁は、同年9月19日付けで、本件対象情報を非開示とした決定を取り消し、本件審査請求①のその余の部分を棄却する旨の裁決（以下「本件裁決」という。）を審査請求人に送達し、実施機関には本件裁決書の謄本を送付した。

7 実施機関は、同年10月10日付けで、本件裁決に基づき、本件処分において非開示とした部分のうち、本件対象情報を開示するとともに、本件職務上請求書の「請求に係る者の氏名・範囲」の「氏名（フリガナ）」、「戸籍法第10条の2第1項等、住民基本台帳法第12条の3第1項等による業務を遂行するために必要な場合」のうち「依頼者の氏名又は名称」及び「請求者」のうち「印影」を非開示とする旨の決定（以下「本件再処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

8 審査請求人は、同月16日付けで、審査庁に対し、本件再処分を不服として、審査請求（以下「本件審査請求②」という。）を行った。

### 第3 審査請求人の主張

#### 1 本件審査請求②の趣旨

職務上請求書の一部非開示部分の全ての開示を求める（黒塗り部分3箇所の開示）。

(1) 請求に係る者の氏名・範囲 (3) 氏名（フリガナ）

(2) 戸籍法第10条の2第1項等、住民基本台帳法第12条の3第1項等による

業務を遂行するために必要な場合 (5) 依頼者の氏名又は名称

(3) 請求者 (7) 印影

## 2 本件審査請求②の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(8) この事件は、名古屋市役所が個人情報保護管理を怠ったことにも責任があり、本件職務上請求書の非開示部分を、審査請求人に開示するのは義務である。

#### 第4 実施機関の弁明

実施機関の弁明はおおむね次のとおりである。

1 本件職務上請求書のうち、「請求者に係る者の氏名・範囲」の「氏名（フリガナ）」（以下「本件非開示情報①」という。）、「戸籍法第10条の2第1項等、住民基本台帳法第12条の3第1項等による業務を遂行するために必要な場合」の「依頼者の氏名又は名称」（以下「本件非開示情報②」という。）には、審査請求人以外の者の氏名が記載されている。当該部分は、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであり、開示することで審査請求人以外の者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められる。このことは本件裁決においても認められている。

2 また、本件職務上請求書のうち、「請求者」の「印影」（以下「本件非開示情報③」という。）については、審査請求人以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報として職印が記載されている。当該職印については、戸籍謄本等の交付請求における本人確認の方法として、弁護士等が使用する統一請求書に押印を求められるものであり、開示されることによって、当該個人に明らかに不利益を与えると認められる。

3 したがって、本件非開示情報①及び②は、旧条例第20条第1項第3号に該当し、本件非開示情報③は、同項第4号に該当する。

## 第 5 審議会の判断

## 1 答申に当たっての適用条例について

名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号。以下「新条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求②は旧条例に

基づきなされた処分に対するものであるため、当審議会は、新条例附則第2条第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

## 2 旧条例の趣旨等

旧条例の目的は、第1条に規定しているように市民の基本的人権の保護及び市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与しようとするものである。そして、このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報は、開示が原則とされている。

しかし、開示請求の対象となる個人情報の中には、法令又は条例の規定で本人に開示をすることができないと明示している情報や、社会通念上本人に開示をすべきでないもの、開示をすることにより他者の正当な権利利益を侵害したり、あるいは行政の公正又は円滑な運営が阻害されたりするものなど、本人に対してであっても、例外的に非開示とせざるを得ないものがある。

このため、立法者は、旧条例の制定に際し、制度の趣旨及び個人情報の開示の原則を定めるとともに、なお、例外的に非開示とせざるを得ない情報があると判断し、これを旧条例第20条第1項各号において非開示情報として具体的に類型化している。

この例外的な非開示情報については、個人情報開示の原則に照らし、できる限り制限的に解すべきであるが、個人情報の開示を請求する権利は、プライバシーの権利の保障の観点より、旧条例によって具体的に認められたものであることから、開示か非開示かは、旧条例の条文を解釈して判断すれば足りる。

したがって、当審議会における具体的な事案の審理に際しては、旧条例第20条第1項各号に該当するか否かが、条文の文言、趣旨及び目的に照らして判断されるべきものである。

## 3 審議会における判断の基準時について

行政不服審査法（平成26年法律第68号）では、違法又は不当の判断は、一般には処分をした時点が基準となると解されており、審査請求においては、審査請求人は当該処分がなされた時点における違法性を主張し、審査庁は当該処分が違法又は不当に行われたかどうかの点を審理し、判断するものと解すべきである。審議会は諮問機関であるから、第三者的立場で、実施機関の行った処分が当時の状況に照らして妥当であるか否かを判断すべきであり、答申時において、審議会が実施機関の立場に立って、いかなる処分が妥当であるかを判断すべきではない。したがって、本件再処分の妥当性判断については、本件再処分時を基準時とすることとする。

この点、審査請求人は本件再処分後に生じた事情についても主張しているが、審議会における判断は本件再処分時点が基準となるため、本件再処分後

に生じた事情に係る審査請求人の主張は、本件再処分の妥当性判断において勘案すべきものではない。

#### 4 本件審査請求②について

よって、審議会においては、本件職務上請求書の非開示部分のうち、本件裁決において棄却された本件非開示情報①及び②を除いた、本件非開示情報③について、旧条例第20条第1項第4号の該当性を検討する。

5 争点

本件非開示情報③が、旧条例第20条第1項第4号に該当するか否かが争点となっている。

## 6 本件職務上請求書について

本件職務上請求書は、本件職務上請求者が戸籍法第10条の2第3項の規定に基づき提出したものである。本件職務上請求者の職印が押されており、本件職務上請求者の事務所所在地・事務所名・氏名・登録番号・電話番号、請求の対象となる本籍、筆頭者の氏名、請求に係る者の氏名、業務の種類、依頼者の氏名又は名称、依頼者について該当する事由及び提出先が記載されている。

#### 7 旧条例第20条第1項第4号該当性について

- (1) 本号は、法人等又は個人事業者の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、開示することによって、当該法人等又は個人事業者にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報については、非開示とすることを定めたものである。

(2) 本件非開示情報③は、本件職務上請求書を作成した行政書士である本件職務請求者の職印であるため、本件職務請求者の事業活動に関する情報であるといえる。

(3) 次に、本件非開示情報③を開示すると、本件職務上請求者に明らかに不利益を与えると認められるか否かを判断する。

ア 行政書士の職印は、行政書士としての資格に基づき、行政手続きについての代理業務のほか、一般の事務を行うにあたって作成する文書に押捺されるものであり、当該文書が当該行政書士により、その職務上真正に作成されたことを認証する意義を有するものといえる。

イ 行政書士の職印により顕出された印影については、個人の事業の遂行に当たり契約書の作成等に用いられる印章によるそれに類する社会生活上の重要性を有するものといえ、本件非開示情報③を開示した場合、これを用いて文書の偽造等がされることにより、本件職務上請求者の権利ないし正当な利益を害するおそれがあるということができる。

(4) また、旧条例第20条第1項第4号ただし書は、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報は除く旨を定めていることから、この点について判断する。

ア 旧条例第20条第1項第4号ただし書は、いわゆる公益開示として、同号に該当する情報であっても、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報について、公益上の必要性が優先されれば、開示すべきであることを規定したものである。

イ 旧条例第20条第1項第4号ただし書の適用については、保有個人情報を非開示にすることによって保護される事業を営む個人の権利利益と、これを開示することにより保護される人の生命等の利益とを比較衡量のうえ判断すべきと考えられる。

本件保有個人情報③は、旧条例第20条第1項第4号ただし書には該当しない。

(5) 上記のことから、本件非開示情報③は、旧条例第20条第1項第4号に該当し、かつ同号ただし書に該当しないと認められる。

8 なお、審査請求人は、実施機関における個人情報の取扱いが不適切であったために自身の個人情報が本件職務上請求者に交付された旨主張しているが、審議会においては、本件再処分が旧条例の趣旨に照らして妥当か否かを判断するものであり、こうした主張は、この判断に影響を及ぼすものではない。

9 上記のことから、「第1審議会の結論」のように判断する。

## 第6 審議会の処理経過

年月日	内 容
令和5年11月20日	本件審査請求に係る諮詢書の受理
12月20日	本件審査請求に係る弁明書の受理
令和6年1月24日	本件審査請求に係る反論意見書の受理
3月14日	本件審査請求に係る審査請求人の意見書及び資料の受理
令和7年2月21日 (令和6年度第11回審議会)	調査審議
3月21日 (令和6年度第12回審議会)	調査審議 審査請求人の意見を聴取
4月8日	本件審査請求に係る審査請求人の意見書及び資料の受理
4月28日 (令和7年度第1回審議会)	調査審議
5月30日 (令和7年度第2回審議会)	調査審議
6月11日	答申